

厚生文教常任委員会

平成27年12月17日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成27年12月17日（木） 午前9時30分 開会
午後0時49分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	増田順弘
副委員長	西川朗
委員	内野悦子
〃	西井覚
〃	藤井本浩
〃	西川弥三郎
〃	白石栄一

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	赤井佐太郎
議員	川村優子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	山下和弥
副市長	生野吉秀
教育長	大西正親
総合政策企画監	本田知之
市民生活部長	芳野隆一
市民窓口課長	西川佳嗣
保険課長	中嶋卓也
〃 補佐	油谷知之
環境課長	西川博史
新炉建設準備室長	巽重人
〃 補佐	福井敏秀
新庄クリーンセンター所長兼 當麻クリーンセンター所長	増井良之
保健福祉部長	山岡加代子
社会福祉課長	西川佳伸
長寿福祉課長	門口尚弘

〃	補佐	西川育子
〃	補佐	林本裕明
	子育て福祉課長	岡幸子
〃	補佐	井邑陽一
	上下水道部長	川松照武
	下水道課長	西川良嗣
〃	補佐	庄田康則
	教育部長	吉村孝博
	教育総務課長	西川信明
〃	補佐	吉井忠
	学校給食センター主幹	松田和男
	体育振興課長	吉村恭信

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺田馨
書記	中井孝明
〃	山岡晋

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 議第71号 葛城市重度心身障害老人等医療費助成条例を制定することについて
- 議第74号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 議第75号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 議第78号 工事請負契約の変更契約の締結について（葛城市立新庄北小学校増築工事及び葛城市立新庄北小学校附属幼稚園地震補強・大規模改造工事）
- 議第84号 平成27年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について
- 議第80号 平成27年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 議第81号 平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 議第82号 平成27年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 議第83号 平成27年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について

調査案件（所管事項の調査）

- (1) 新クリーンセンター建設にかかる諸事業について

開 会 午前9時30分

増田委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開催いたします。

皆さん、おはようございます。11月の臨時会にて、厚生文教常任委員会並びに各役選がございました。私それから西川議員ともども、正副委員長として運営させていただくことになりました。皆様方のご理解あるご協力、よろしくお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員外議員の出席の申し出がございます。川村議員でございます。

一般の傍聴の取扱いについてお諮りいたします。

本委員会においては一般傍聴を許可することとし、傍聴人の入退室も許可したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 異議なしと認め、一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

(傍聴者入室)

増田委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、起立いただき発言されるようお願い申し上げます。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。なお、審査の順番につきましては、お手元に配付の次第のとおりとさせていただきます。

初めに、議第71号、葛城市重度心身障害老人等医療費助成条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 市民生活部の芳野でございます。よろしくお願い申し上げます。

議第71号、葛城市重度心身障害老人等医療費助成条例を制定することについてでございます。

本案につきましては、マイナンバー制度の導入に伴い、重度心身障がい老人等に係る医療費助成事業の事務内容や事務手続、必要書類等について根拠規定を明確化するほか、条例として定めております他の福祉医療制度との均衡を図るため、現行の葛城市重度心身障害老人等医療費助成要綱を廃止し、条例化するものでございます。平成28年1月1日から施行するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明をお願いしました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第71号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 異議なしと認めます。よって、議第71号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議第74号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 市民生活部の芳野でございます。

議第74号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、マイナンバー法の公布により、国民健康保険税の減免申請書に個人番号を記載する旨の改正を平成28年1月1日から施行するものでございます。また、地方税法等の一部を改正する法律等の公布により、国民健康保険税の減免の申請期限を各市町村の実情に応じて規定すると明確化されたことに伴いまして、申請期限を納期限前7日から納期限までとする改正を行うもので、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、新旧対照表をごらんください。旧第23条第3項第1号の氏名及び住所を、新では氏名に続き住所及び個人番号を追加しております。括弧書きは根拠法令でございます。

次のページでございます。旧第23条第3項、納期限前7日を、新におきましては納期限に変更するものでございます。

第24条では、新たに附則として施行期日を記載しております。1、この条例中、第1条の規定は平成28年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行するということでございます。2につきましては、第2条の規定による改正後の葛城市国民健康保険税条例第23条の規定は平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるということでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第74号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて若干の質疑を行っておきたい、このように思います。

部長の説明によりますと、減免申請事項に住所及び個人番号ということで、個人番号が追加されるということと、納期限について、前7日であったものを納期限に改めるということでありました。納期限前7日を納期限に改めるという点は、若干の前進ということで歓迎できるものであります。また、第23条の個人番号を減免申請事項に追加されるということであ

りますけれども、これは条例上、番号法が施行されたわけでありますから、やむを得ないことだと思うわけでありますけれども、申請の時点において個人番号の記載が求められるということになるわけで、もし記載されなかった場合はどのような扱いになるのか。これは後の議第75号にもかかわることではありますが、あわせてお伺いしておきたいというふうに思います。

増田委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

白石委員のご質問の件でございますが、このマイナンバー法の施行によりまして、本人確認をさせていただいて、その番号を取得するということになっております。そのようにしていただけるように努力しまして、記載いただくようにと考えております。

増田委員長 油谷課長補佐。

油谷保険課長補佐 保険課の油谷です。よろしく申し上げます。

個人番号につきましては、本人が通知カードや個人番号カードをお持ちでない場合につきましては、本人の身元の確認をさせていただいて、個人番号をこちらの方で調べることを了承していただきまして、住基ネット等で個人番号を調べさせていただきまして、そちらの方に記載するように考えております。

増田委員長 白石委員。

白石委員 中嶋課長並びに油谷補佐の方からご答弁をいただきました。記載事項の中に個人番号が追加されるということで、個人番号は、当然カードを持っていなかったらわからないというのがありますし、また、いろいろな考え方によって記載を拒まれる方もいるわけですし、いろいろなケースがあるわけです。その場合、記載がなければこの減免申請書を受け付けないということでは困るわけで、今までも本人確認のやり方というのは、健康保険証であったり、あるいは診察券であったりとか免許証であったりとか、いろいろできるわけでありますから、申請書に個人番号の記載がなくても受け付けをし、ちゃんと手続きをする。課長補佐の答弁からすれば、そのようにできるというふうに受けとめたわけですが、なくても受理をして、みずからが本人に、住基カードとも言いましたけども、個人番号を検索してちゃんと記載しますよという確認をとって受理すると、こういうふうに受けとめたわけですが、それでいいのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

増田委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。

白石委員が今言われたとおり、受けるということで考えております。

増田委員長 白石委員。

白石委員 課長の方から明確にご答弁をいただきました。当然、本人確認というのはいろいろなやり方があるわけで、さらに、この番号法によって、既に通知カードが9割方届いているという状況にあるわけですから、これらはやはり行政のための番号法ですから、それらをきちっと、みずからが駆使してそうするというふうにやってもらわないといけない。市民の皆さんに、番号を書いてくれないと受け付けできませんという話では困る。あの税務署ですら、やはり個

人番号、法人番号を書いていなくてもちゃんと受理しますと、そのことによって調査をするというようなことはありませんと、こういうふうに明言しています。そういうことのないように、やっぱりきちっと対応していただきたいということを申し述べて終わっておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第74号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第74号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議第75号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてを議題といたします。本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 おはようございます。保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程になっております議第75号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本案につきましては、マイナンバー法の公布によりまして、申請事項等に個人番号を追加するものでございます。平成28年1月1日から施行するものでございます。

それでは、お手元に配付させていただいております新旧対照表によりご説明申し上げます。

1 ページ目、保険料の徴収猶予でございます。第9条第2項第1号の氏名及び住所を、氏名、住所及び個人番号を追加するように改めるものでございます。

次のページ、保険料の減免でございます。第10条第2項第1号、氏名及び住所の後に個人番号を追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 保険課と同じ質疑になります。部長がご説明いただきました。介護保険条例については、保険料の徴収猶予、更に保険料の減免の申請における個人番号の記載ということでありまして、改めて同様の質問でありますので、明確にお答えをいただきたいというふうに思います。

増田委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口です。よろしくお願ひいたします。

平成28年1月以降、介護保険制度におきましても、各種届け出、申請におきまして、被保険者の方のマイナンバーを記載することとなります。代理代行申請の取扱いを初め、具体的な取扱いにつきましては厚生労働省から示される予定でございますが、つい先日、認知症が進むなどして自分で個人番号を記入するのが難しく、代理人もいない高齢者には、記入の免除を厚労省が認めたというような報道もされておりましたが、現時点では、現在の様式を経過措置として使えるというような形と、それと、個人番号の記載がない場合でも、その他の記載内容に問題がなければ申請は受理して、市民の皆様にご不便をかけないように配慮していきたいと考えております。

以上です。

増田委員長 白石委員。

白石委員 門口課長の方から明快なご答弁をいただきました。そのような取扱いをしていただきたいというふうに思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第75号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第75号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議第78号、工事請負契約の変更契約の締結について（葛城市立新庄北小学校増築工事及び葛城市立新庄北小学校附属幼稚園地震補強・大規模改造工事）を議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村教育部長。

吉村教育部長 教育部長の吉村でございます。よろしくお願ひいたします。

議案書の45ページをお開きいただきたいと思います。本案につきましては、本年6月の定例会におきまして工事請負契約の締結の議決を賜りました葛城市立新庄北小学校増築工事及び葛城市立新庄北小学校附属幼稚園地震補強・大規模改造工事につきまして、施設整備を進めてまいりましたが、現場の状況等によりまして、新庄北小学校の基礎工事の残土処分費用等の見直しが必要となったため、契約金額を3億5,856万円から3億4,398万円に変更し、工事請負契約の変更契約を締結しようとするものでございます。

お手元に配付しております工事変更請負契約書をごらんいただきたいと思います。第1条でございます。請負代金は1,458万円の減少という内容でございます。第2条では、前記事項のほか現契約書の条件を変更しないとなっております。なお、この契約につきましては、葛城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による市議会の議決があったときに、この契約書と同一の条項により本契約を締結するものでございます。契約の相手方は、株式会社森組奈良営業所でございます。

この残土処分の内容につきましては、実施設計の当時、ボーリング調査で土壌に油が混じているということございまして、設計上、焼却処分費用を計上しておりましたが、この工事に当たりまして再調査させていただきました結果、残土処理費用については、成分検査の結果、油の混入濃度が低かったため、焼却処理をする必要がなくなったということになりまして、残土処理量の減少と処理費の単価が減少になったことに伴う変更契約でございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第78号、工事請負契約の変更契約の締結について若干の質疑を行っておきたいと思いません。

議会運営委員会においても若干の説明を受けましたけれども、実施設計の地質調査の段階で、ボーリングをした中の土に油が混入していたということであった。その処分については、残土処分ではなくて焼却処分をしなければならない、そういう水準にあったということで、その費用も含めて工事請負契約の提案がなされたということであります。現場での実態が明らかになって、そういう必要がなくなったということで、その実情に合わせて経費を削減するということは当然のことであり、歓迎できるものでありますけれども、やはり心配なのは、そういう油分がどの程度、どのような要因、原因によって新庄北小学校の地下に、あるいはどの辺にあるのかわかりませんが、それもご説明いただきたいんですけども、あるのかという点、そして、本工事によってそれらが全て除去されるのかどうか。旧新庄町時代に、運動場部分については貯留浸透工事ということで、あそこは地下に貯留層があって、そこで水を受けて徐々に下流へ流していく、そういう工事をやりました。しかし、そのときにも、そういう油分が含まれた土があったというふうな話は聞いたことがありませんでしたので、この点も考慮していただいて、どういう経過でそういうふうになって、この工事をやることによってどういうことになるのかという点等についてご説明いただきたいと思います。

増田委員長 西川課長。

西川教育総務課長 教育総務課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの質問でございますが、どの部分というのは、今、基礎工事を行っている部分も含め8カ所でボーリング調査をいたしまして、この中で1カ所のみ油成分を含んでいるのがわかりました。成分のパーセンテージとしては0.074%、0.1%未満ということでございます。これにつきましては、先ほど部長が申しました5%未満ということで処理ができますので、

そういう処理を行わせてもらったわけでございまして、ほかの部分については出ておりませんが、基礎工事で残土を処理しなければならない部分については、全部産業廃棄物としての残土処分を、焼却ではありませんけれども処分させてもらったということで、処理しなければならない部分についてはそういう処理をして、いい土というか、全然そんなものが混じっていない真砂土を入れさせてもらったということでございます。

運動場につきましては、今のところ工事区間に入っておりませんので、そこまでの油性の調査をしておりませんので、工事区間は8カ所でやったんですけど、運動場は工事区間に入っておりませんので、今のところはわかりませんが、推測で物を言ったらいけないとは思いますが、基礎工事の部分、今、新庄北幼稚園を含め校舎の西側を全部調査した結果、基礎部分の1カ所からしか出ていないということでございますので、そやから運動場が出ないということではないと思いますけども、出る可能性は少ないんじゃないかなとは思っています。

増田委員長 生野副市長。

生野副市長 再度答弁させていただきます。白石委員がご存じのように、昭和51年に新庄北小学校が完成したわけでございまして、それ以前には某会社の残土置き場になっておった場所でございまして、その中で、建物部分について全てそういう部分を撤去して、建築にかかわったということでございます。今、課長が申しましたように、8カ所ボーリングして、1カ所からそういう約0.1%の油成分が出てきたということですので、その当時の部分は全て撤去しておるんですけども、一部分が残っていたかというような推測ができるわけでございます。その中で、その部分については今現在、取り除いて工事を行っておりますので、今後も問題ないかというように解釈いたしておるわけでございます。

運動場部分につきましては、昭和60年以前だったと思うんですけども、貯留浸透工事を行った中で土の掘り起こしを全て行っておりますので、そのときについては油成分等は一切なかったという報告を受けております。今後も児童・生徒に有害な物質が及ぶようなことはないというような解釈をいたしておるわけでございますので、再度申し上げますけども、残っておった増築の部分で8カ所のボーリングを行って、1カ所でそういうことがあったということですので、当然その当時の部分で、以前から地下にしみ込んでいたというのが一部残っていたかなというように思います。その中で、全て産廃処理を行ったので、今後も子どもたちに影響のあるような有害物質は出ないということでございます。

以上です。

増田委員長 白石委員。

白石委員 西川課長並びに副市長からもご答弁をいただきました。油そのものが、多分切削油かなと思うんですけども、某企業については切削油、更に油分を除去する有機溶剤、トリクロロエチレンとか、そういうものが過去にはやはり使われていた。しかし、こういうものは揮発性が物すごく高いので、基準の中であろうとも、それは今日まで発がん性があると言われていたという有機溶剤が残っているというふうにはちょっと考えられないと思うんですけども、こういうことがわかったからには、直ちに影響なんていうのは今までなかったんですけども、やはり十分な配慮をしていただいて、子どもたちに影響のないようにしていた

だきたいというふうに思います。その辺はここで詳しくはやりませんが、教育委員会は全体をきちっと把握しておいていただきたいというふうに思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第78号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第78号は原案どおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時02分

再 開 午前10時15分

増田委員長 休憩前に引き続きまして、委員会を再開いたします。

次に、議第84号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決についてを議題といたします。

本案につきましては分割付託されておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程になっております議第84号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書、1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,876万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169億2,935万5,000円とするものでございます。

それでは、分割付託されております厚生文教常任委員会の所管に係る部分についてご説明申し上げます。

事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。11ページをお願いいたします。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費では、14節使用料及び賃借料で1万円の追加、18節備品購入費で178万2,000円の追加でございます。

次のページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、12節役務費で31万円の追加、19節負担金補助及び交付金で過年度分後期高齢者医療療養給付費等負担金で267

万6,000円の追加、4目障害者福祉費、20節として扶助費で135万5,000円の追加でございます。

次のページ、23節償還金利子及び割引料で2,297万7,000円の追加でございます。5目老人福祉費、20節として扶助費で424万5,000円の追加、28節繰出金で137万円の追加でございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、20節として扶助費で415万円の追加でございます。2目児童措置費では、19節負担金補助及び交付金で652万円の追加でございます。

次のページ、5目ひとり親家庭等福祉費、20節として扶助費では204万5,000円の追加でございます。3項国民年金事務取扱費、1目国民年金事務取扱費では、13節委託料で42万9,000円の追加でございます。4項生活保護費、2目扶助費、23節償還金利子及び割引料で6,330万9,000円の追加でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、7目環境衛生費では、8節報償費で27万円の追加、11節需用費で21万7,000円の追加でございます。

めくっていただきまして、17ページ、2項清掃費、2目塵芥処理費では、11節需用費で150万円の追加でございます。4目地域循環型社会形成推進事業費では、13節委託料で1,000万円の追加でございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。6款土木費、4項都市計画費、2目公共下水道費では、28節繰出金で444万円の追加でございます。

次のページ、8款教育費、1項教育総務費では、28節繰出金で930万円の追加でございます。2項小学校費、1目学校管理費では、次のページ、13節委託料で220万円の追加、15節工事請負費で1,188万円の減額でございます。4項幼稚園費、1目幼稚園管理費では、13節委託料で2,495万4,000円の追加でございます。

めくっていただきまして27ページ、6項保健体育費、2目体育施設費では、13節委託料で26万9,000円の減額でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金では1億4,153万4,000円の追加、4節臨時福祉給付金事業補助金で38万6,000円の追加でございます。3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金では333万3,000円の追加でございます。3項国庫委託金、2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金で42万9,000円の追加でございます。

14款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金では、1節総務管理費補助金で236万5,000円の追加でございます。2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金で417万円の追加、2節児童福祉費補助金では1億3,792万8,000円の減額でございます。

19款諸収入、3項雑入、3目過年度収入、1節過年度収入では5万8,000円の追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

増田委員長 それでは、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第84号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について若干の質疑を行ってまいりたい、このように思います。

事項別明細書の9ページ、歳出から入ってまいりたいと思います。

まず、11ページをお開きいただきたいと思います。2款総務費の1目戸籍住民基本台帳費の18節の備品購入費、庁用備品購入費として新たに178万2,000円が計上されております。この内容についてお伺いしておきたい、このように思います。

それから、14ページの3款民生費、1目児童福祉総務費の20節扶助費、小児医療費扶助が415万円増額されております。その内容についてお伺いするとともに、乳幼児の医療と小児医療の当初予算と執行状況について、2つに分けてご説明いただきたい、このように思います。

そして、2目児童措置費、19節負担金補助及び交付金の保育所緊急整備事業補助金652万円が新たに計上されております。これは、僕の記憶では当初予算で611万8,000円ありましたが、6月補正において減額されたといういきさつがあつて、それはそれとして理由があつたわけでありませうけれども、また改めて出てきているという点についてお伺いしておきたい。

増田委員長 西川課長。

西川市民窓口課長 市民窓口課の西川です。先ほどの白石委員の質問についてお答えさせていただきます。

18節の備品購入費ですけれども、これは番号法施行に伴いまして、本人確認書類の裏書きの印字プリンターを購入するものでございます。當麻庁舎と新庄庁舎の分2台を含めまして160万9,200円です。それと、国が推進しております本人確認用といたしまして、顔認証システムを導入するためのカメラとスキャナーを購入する費用として17万2,800円を計上させていただきます、合計178万2,000円の計上となります。

以上で終わります。

増田委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。白石委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、小児医療費扶助の415万円の追加の内容でございます。この追加につきましては、当初予算におきまして月額370万8,000円を計上しておりました。今年度に入りまして、7カ月分の平均の月額が425万3,000円と伸びております。今後5カ月分の金額等を勘案しまして、前年度の7月から自動償還等で制度が始まりました関係で、そこからの平均の金額等を勘案しまして、今後385万円で計算しましたところ、金額において415万円が不足するというところで補正をさせてもらったところです。内容につきましては、年度途中ですので、月額の平均で見ましたところ、平成26年度の決算との比較におきまして、月額の件数で1,565件となっておったものが、現在の8カ月の実績では2,251件が月当たりの件数になっております。1件当たりの単価につきましても、平成26年度は1,774円であつたものが、平成27年度に入りまして1,853円になっているというような状況で、制度が浸透して、定着して伸びてきた状態でございます。

そして一方、乳幼児医療費扶助につきましては、当初予算で月額391万6,000円で計上しておりました。現在までの7カ月分の実績で見ますと、372万2,000円と少し減額になっている状況です。それからいきますと、予算の範囲内での執行でいけるということで考えております。

以上でございます。

増田委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願いいたします。ただいまの白石委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点、緊急確保事業のことを6月の補正のときに上げさせていただいています。その件と、今の歳出の増額補正させていただいた件につきましては、それとは関係がないということで、同じ緊急という言葉が入っていますけども違うということをまずご説明させていただきます。

当初予算からこの保育緊急整備事業補助金は補助金として計上させていただいておりますが、これは民間保育所の運営補助金として、施設整備費の補助金を国、県補助金に基づいて交付させていただいているもので、浄正院保育園の園舎の整備事業として当初上げさせていただいております。今回の内容につきましては、歳入の方でも予算の組替として、今、部長の方から説明がありましたように計上させていただいておりますけども、県補助金から国交付金の方に補助金の制度改正がありまして、それと、また交付金の基準額の改正があったことにより、市の補助金の額に変更が生じたため、652万円の増額とさせていただいております。

以上でございます。

増田委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ課長の方からご答弁をいただきました。

まず、11ページの備品購入費の178万2,000円、西川課長のご答弁では、マイナンバーカードの導入に伴って、マイナンバーカードの写真と本人とを照合すると、こういうことになるのでしょうか。その照合をするために、本人確認をするために、カメラとかスキャナーとかプリンター、これらの備品が必要だということでもありますけども、これらは全国の地方自治体に共通して必要なものなのか、本人確認をすることが必要なことなのかというのを改めて伺っておきたいということと、財源内訳の中に国庫支出金が全く計上されておられません。当初で23万8,000円ありましたけれども、これらについては国庫補助はないのか。いやいや、これから国は予算措置をされるということなのか。その点をお聞かせいただきたい、このように思います。

それから、小児医療費について、中嶋課長から詳細にお答えいただきました。小児医療は新たに拡充して実施したということでもありますけれども、その制度が周知され定着してきたということで、月当たりの件数なり月当たりの医療費がやっぱり伸びてきているということ、それに合わせての増額補正ということでありましたが、一方、乳幼児の方は、当初予算で考えていたよりもやはり少なく済んできているということで、このままの当初予算でいけると

いうお答えでありました。ありがとうございました。

それから、保育所緊急整備事業補助金、これは浄正院保育園でしょうか。当初予算において2億535万9,000円が計上されておりました。それが、補助基準額の見直しというんでしょうか、そういうことによって652万円が増額された、こういう説明でありました。ややこしい話で、当初予算において同じ緊急整備事業補助という形でありましたけれども、これらは子ども・子育ての法律が施行されることによって、制度が変わることによって当初予算が廃止され、新たな子ども・子育て支援交付金基準を受けて事業を進めていくということであったと。課長の答弁の中でそういうことを思い出して、そういうことだったんだということが理解できました。

それでは、西川課長の方から改めてご答弁をお願いします。

増田委員長 西川課長。

西川市民窓口課長 市民窓口課の西川です。白石委員の質問について回答させていただきます。

顔認証システム導入に係るカメラとスキャナーの代金ですけれども、総務省からの奨励で、顔が本人と確認できればよろしいんですけれども、確認できにくい場合についてはカメラとスキャナーを使いながら本人確認をしろということの指示をいただいております。

それと、もう一つの裏書き印字のプリンターですけれども、婚姻とか転入、転出によって住所が変わります。その関係で、個人番号カードに裏書きをしなくてははいけません。家族が5人とか4人とか多い家族の場合でしたら、全部手書きで書かなくてはいけないために、それを事務的に簡略化するために機械を納入させていただいて、自動的にその住所と日付とを記入するために2台購入させていただくということです。これにつきましては国からも言われていますし、それと、奈良県の共同部会の方で2市5町共同で購入する予定になっております。

補助金については、備品については国の補助はありません。

以上で説明を終わらせていただきます。

増田委員長 白石委員。

白石委員 事務を効率化するために、行政手続を行っていくときに個人を識別するというので、この法律ができています。まさにそういう法律なんです。だから、これはまさに国と地方自治体に大きなメリットがあるというわけでありましてけれども、実際にこの導入によって大きな費用が発生してきているわけです。当初国は、地方自治体、地方公共団体にはご迷惑をかけませんと、このように言われておりました。ですから、都道府県、市町村の長はともに、いいシステムだから進めようということでやってきたわけでありましてけれども、ところがどっこい、いざふたを開けてみたら、予算がついてこない、財源がついてこないということで、いろいろ苦言が出ているわけでありまして。今、お話を聞きましたら、この顔認証システムについては総務省が奨励しているというか、指示しているということで、こういうシステムをして事務の効率化を図りなさい、遺憾なきようにしなさい、こういうことで、カメラやスキャナーやプリンター178万2,000円、これは全国の市町村等を合わせたら大きな金になりますから、国も大変でしょうけれども、こういう形で地方の負担がどんどんふえて

くる。IT化、IT化と言われて、時代の科学の発展を行政事務の効率化に生かしていくということで導入してきたわけでありますけれども、どんどん費用がふえる、システム変更によってどんどんふえるという状況になっているわけです。

この点、全く財源の措置がないというのは解せないわけで、一課長がこのことについて、県の課長会等の中でそういう声を上げてもらうというのは当然必要なことだと思うんですが、市長は市長会、議長は議長会の中で、やはり地方自治体の財政負担を軽減するというので、額は178万円であっても、これがどんどんこれからふえてくるわけですから、やはりそこはきちっと物を言っていたかかないと、導入したわ、どんどん費用はふえるわ、事務の効率化になったけれども財政の方は大変になったというのでは、地方自治体は浮かばれないわけですから、ここをしっかりと押えていただきたいというふうに思います。これは必ず必要なものだということですね。必ず必要なものについては、やはり国の財政措置を求めるべきだということをおきたいというふうに思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、引き続きお伺いしてまいります。

15ページの5目のひとり親家庭等福祉費であります。204万5,000円が増額されております。当初予算が2,500万円だったと思うわけでありますけれども、8%の伸びということで2,704万5,000円となります。ひとり親家庭の医療費の扶助の実態、どういう内容がふえているのか、家庭そのものがふえているのか、1件当たりの医療費そのものがふえているのか、その辺のところをお伺いしておきたい、このように思います。

次に、これはさきの番号法の備品の購入に合わせて、若干対象は違います、システム変更ですけども、1目の3項の国民年金事務取扱費の委託料、システム変更委託料42万9,000円、これについては国の委託金において措置されているということです。これは国の事務ですから当然のことなんですけど、やっぱり自分の都合でこういうことには全額措置をしているということで、これは本当に不可解だなということをおきたい。

それから、16ページの4項の生活保護費の2目扶助費です。生活保護費国庫負担金返還金が6,330万9,000円、国に返還するという事は、当初予算において積算されたそれぞれの扶助費が縮小している、こういうことでもありますけれども、生活扶助費あるいは医療扶助費等々、大きな分だけでいいですけども、どの項目がどのようになっているのか、お伺いしておきたい、このように思います。

それから、同じく16ページの4款の衛生費に入ります。7目の環境衛生費の11節の需用費、補償費も含めて、一緒に聞きたいと思います。記念品費27万円、消耗品費2万7,000円、印刷製本費19万円が計上されております。この目的、内容についてお伺いしておきたいと思います。

以上3点です。

増田委員長 中嶋保険課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。白石委員のひとり親家庭の扶助費のご質問にお答えしたいと思います。

ます。

平成27年度当初予算としまして、月額で208万3,000円、総額2,500万円の計上でございます。現在の7カ月分の平均月額が228万5,000円となっております。今後の見込みを225万円と見まして、不足する金額を補正しているものでございます。

受給者数といたしましては、平成26年度決算と比較しますと、総数では平成26年度は1,043人です。母子に対しての扶助が963人、父子に対しての扶助が80人となっております。平成27年度現在の受給者数は総数1,097人となっております。内訳として、母子に対するものが1,014人、父子に対するものが83人とふえている状況です。合わせまして、平成26年度決算額と平成27年度今までの実績を比較しましたときに、件数では平成26年度決算で月単位872件となっておりますものが、平成27年度の実績では月当たり894件となっております。1件当たりの金額の比較では、平成26年度決算に対して、決算では1件当たり2,338円、平成27年度の実績では2,471円と増加している状況でございます。以上の要因により、今年度、補正が必要になったということでございます。

以上で終わります。

増田委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。よろしくお願いいいたします。

ただいまの生活保護の償還金の補正でございます。これにつきましては、平成24年、平成25年と全国的に大幅な保護者数増となっております。また、新聞紙上でもよく言われましたように、戦後最高の保護者数となっております。葛城市においても同様に、平成25年度末、保護者人員が多く増加しているために、これを見込みまして、平成26年度当初、扶助費予算を計上させていただきました。ただ、実際には、景気の上向きなどによって全国的に緩やかな保護率の上昇となり、また、葛城市においても同様に、年度末、人員がふえておらず、自立や死亡などによって緩やかな伸び人数となっております。また、平成26年度は、特に亡くなられた方が年度末、合計16人と例年よりも多く、例えば平成25年でしたら11人、平成24年でしたら10人と、例年よりも多く、生活保護に関しましては医療費100%の扶助費となるために、それらによって、その亡くなられた方の以降の医療費が必要なくなったということで減額させていただいております。

以上でございます。

増田委員長 西川課長。

西川環境課長 環境課の西川でございます。

白石委員のご質問の報償費と需用費でございますが、来年度から1月、2月、3月と広報にシリーズで載せて、ごみ減量キャンペーンというのを計画しております。そこで、まず、ごみ減量モニターとしまして、ごみ減らし隊というのを募集したいと考えております。そこで、ごみ減らし隊に応募いただいた方々に、分別できる便利なグッズとしましてごみ箱を贈呈しております。それを約100名様と想定しまして、2,500円掛ける100名で27万円が想定されます。さらに、2月におきまして、実際に雑紙とかの減量、分別をしていただきまして、それを集めていただきました方々に、それぞれ量に応じましてトイレトペーパーと雑紙と

を交換するというようなことを考えております。印刷製本費は、キャンペーン等とか説明会とかで使いますパネルをつくりたいと考えております。そのパネル代としまして19万円というものでございます。

よろしく申し上げます。

増田委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ課長からお答えをいただきました。

ひとり親家庭の医療費の扶助がふえているということで、残された期間、それに合わせて予算を確保したと、こういうことであります。ひとり親、母子、父子ともそれぞれにふえてきているということでありますし、件数そのものも20件余りふえています。そういう世相そのものが反映されているというか、それが実態だということがよくわかりました。やはりひとり親家庭は、社会的に不利な条件の中で働き、子育てをする、そういう環境に置かれているわけでありまして。ぜひこういう制度が更に充実され、ひとり親家庭の貧困率は、ちゃんと両親がいる家庭から比較すると非常に高い水準にあるので、そういう意味も含めて適切な適用の範囲拡大を含めて考えていただきたい、このように思います。

それから、生活保護費の国庫負担金の返還という形で、大体葛城市の生活保護の状況が少しわかったかなというふうに思います。大きくは医療扶助が、具体的な数字はいただけませんでしたけども、そこまでここで議論はしませんけども、現状では被保護者は大体横ばい程度になってきているということで、当初見込んでいた医療費等の増嵩が景気の回復等によって緩和されてきたという実態があらわれているのではないかというふうに思いました。

次に、環境衛生費のごみの減量キャンペーンを1月、2月、3月とやっていこうということであります。これはこれで大いに評価できるわけでありまして。新炉も平成29年には供用開始するというので、燃やしてごみを処分するという点では何の心配もなくなる。しかし、それではごみ行政としては不十分なものであります。やはり一番の中心は、ごみを減らしていく、出さない、そういうことが一番大事であって、そのことを平成29年までにどう取り組むかということでこの間議論されてまいりましたけれども、その取り組みの一環としてこういうキャンペーンがされてきたと思います。こういうキャンペーンをやることによって、一時的なごみを減らすキャンペーンに終わることなく、それをいかに定着させ広げていくかという取り組みが新年度の予算において措置されるのではないかというふうに予想はしますけれども、やはりそういう取り組みをしていただかないと、先人たちが本当に苦勞してきた焼却施設の建設を単に建設だけにとどめて、ごみの減量化ができなかったということでは大変申しわけないことになってしまいますので、ぜひ環境課だけではなくて、やっぱり全市一体となってこの問題に取り組んでいただく、そのためにそれぞれのクリーンセンターの体制等も整備していくということを強く求めておきたい、このように思います。ものを配るだけではなかなかうまくいかないの、そこはこういうことだけでは続けられませんので、ぜひ本腰を入れて取り組んでいただきたいということを述べておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 18ページの4目の地域循環型社会形成推進事業費の委託料1,000万円、新庄クリーンセンター解体発注仕様書作成業務委託料1,000万円という形で、これから具体的に新庄クリーンセンターの解体の準備に入っていくと、こういうことになるわけで、当然、国の補助など起債も手当てしてやっていくことになるわけでありませうけれども、私はこれはこれで当然のことだというふうに思うんです。しかし、この間も議論したように、その跡地の利用を、地元住民の皆さんの合意を得ながら、ごみ行政というよりも環境を守っていく、そういう事業をやっていくということが私は一番大事だというふうに思うんです。この補正予算にかかわって申しわけないんですが、この点についての取り組み、去年は地元の人たちの合意を得る、地元の人たちに見識を広げてもらう、いろいろ知恵を出していただくということで、先進地の視察を計画しておりましたけれども、それが取りやめになったということだったと思うんです。これではやはり、本当に一番大事な地元の皆さんの協力を得て跡地の利用をやっていく、利用というよりは環境行政を推進していくということをやっていくわけですから、そこはどのように取り組まれているか、取り組まれたか、この委託料の進捗、ここに出てきたわけですから、具体的にどのようになされているか、お伺いしておきたいと思います。

増田委員長 異室長。

異 新炉建設準備室長 新炉建設準備室長の異でございます。

ただいまの白石委員のご質問で、新庄クリーンセンターの跡地利用につきまして、地元とどのように進めていくかというようなご質問だったかと思うんですけれども、昨年度、確かに委託料等全て、バスの借上料とかを減額させていただきましたが、本年は11月5日に、実は地元の方と先進地視察ということで、25名ほどの参加を得まして、愛知県の豊明市それから安城市、こちらの堆肥化施設の方へ視察研修ということで一緒に行っていました。いろんな材料、たとえば食品残渣であったりとか、剪定枝であったりとか、その2カ所の施設に行ったんですが、1カ所は食品残渣を主に使っている、もう1カ所は剪定枝のみで堆肥化されているというような施設でございました。

そのような中で、特に地元の方が気にされていたのは臭気対策、この辺が非常に気になるというようなところ辺で、臭気には気をつけてくれというような要望の中で、一応堆肥化施設の方を跡地につくっていくんだというお話は以前からさせていただいているんですけれども、その辺はご理解いただいていると思うんですが、ただ、臭気、この辺については十分対応してほしいというような要望をいただいております。また具体的に地元とこれからどんどん協議を進めてまいりたいと思いますが、現時点ではこのような状況でございます。

増田委員長 白石委員。

白石委員 異室長の方からご答弁をいただきました。解体していくための委託料が具体的に計上されてきたということで、本当に時間が押してきているということでもあります。単に堆肥化施設だけでは、住民の皆さんが本当に跡地としてどう活用していくかという点ではなかなか合意を得られないというふうに思います。こちらが補助金を受けるがためにそういう施設をつくるという理由があるわけでありませうけれども、やはり地元の要望に即した環境整備を含めて考えていただきたいというふうに思います。それはそれで堆肥化施設をどうするか、何を対

象にするかというのは大事なことですし、臭気を出さないということも大事なことですし、もう何十年もクリーンセンターの存在を受け入れてくれていたそういう人たちに対しては、よくその辺を認識した取り組みをしていただきたいというふうに思います。

そしたら、教育委員会の方に入ってまいりたいというふうに思います。

25ページと26ページにまたがります4項の幼稚園費の13節委託料2,495万4,000円、これは磐城幼稚園の園舎の耐震補強、新築工事、そういうことになるわけでありましてけれども、設計委託料が2,495万4,000円ということで、非常に多額な設計金額になっているということは、当然工事費が大きく見積もられているから委託料も出てくるわけですが、大体どのような事業規模を考えておられるのか。保育所と違いますから統廃合なんて考えていないわけでありましてけれども、規模としてはどの程度のものをお考えおられるんですか。定員あるいは事業の規模をお伺いしておきたい、このように思います。

それから、最後であります。28ページ、6項の保健体育費の13節委託料、スポーツゾーン計画設計委託料が減額補正されております。これは周知のようにコンサルに委託されたということでもあります。当然、仕様書に基づいてお仕事していただくわけでありましてけれども、その仕様書に示された一定の考え方、構想というのはどのようなものであったのか。この点をお伺いしておきたいというふうに思います。

歳入の6ページです。これは教えていただきたいんですけども、なぜか私の所管の方に入っている県補助金の総務費管理費補助金、活力あふれる市町村応援補助金、2分の1の補助率で236万5,000円が計上されております。この事業の内容あるいは支出の費目、その点についてお伺いしておきたい、このように思います。

増田委員長 西川課長。

西川教育総務課長 教育総務課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま白石委員の質問でございます。おっしゃるとおり磐城幼稚園の改築の設計の委託料でございます。面積でございますが、現況の面積は1,456.17平方メートルでございますが、現在保育室が8部屋ございます。今の184人という磐城幼稚園の総人数でございますが、ほかの幼稚園に比べますと、9部屋必要だと教育委員会は考えております。そやから8部屋を9部屋にふやしたいということと、リズム室が今現在、人数に比べまして一番狭いということで、入園式とか卒園式につきましては保護者が入れないような状態が起こっております。また、ふだんのリズム室を使う状況におきましても、保護者が見に来られたりしますけど、見られないという部分もいろいろありまして、全員でする授業にもリズム室が狭いということが起こっておりますので、それを改築のとき解消したい。それから、運動場が多少狭いということでございます。磐城幼稚園におきましては、運動場は今のところ横に磐城小学校の運動場がありますけども、3歳児保育を開始したときに南側に園舎を増築しておりますので、その部分の中で狭くなっているということで、人数に対します運動場が狭いということがあり、これを解消するために全面改築ということで、この設計委託料といたしまして2,495万4,000円を上げさせてもらった金額でございます。

増田委員長 吉村体育振興課長。

吉村体育振興課長 体育振興課の吉村でございます。

白石委員のスポーツゾーンの計画設計委託料の減額について説明させていただきます。

スポーツゾーンの計画設計委託料につきましては、当初500万円の予算計上をさせていただいておりましたが、委託業者を決定する際、指名競争入札を実施したということで、今回26万9,000円の減額となったものでございます。なお、委託業者を決定する際の仕様書の内容でございますが、仕様書の内容につきましては、葛城市の新町公園一帯にあります施設、第1健民運動場並びに新町公園球技場及びコミュニティセンター等の施設が昭和58年度に建設されて、その後老朽化しているという対応のもとで、今後オリンピック並びにラグビーの世界大会等を控えた中で、今回どういうふうに整備したらいいかということも踏まえまして、業者に発注させていただくという内容のものでございます。

また、歳入につきましては、県の活力あふれる市町村応援補助金という形で、事業費の2分の1の補助を受けるために申請させていただいて、今回歳入の予算計上をさせていただいたものでございます。

増田委員長 山下市長。

山下市長 説明の中でつけ加えさせていただいた方がいいかなと思いましたが、言わせていただきます。スポーツゾーンのことにつきましては、老朽化しておるということは当然のことで、そこに対してラグビーの世界カップやオリンピック、パラリンピック、また、2021年には関西でワールドマスターズゲームズというものが開催される。その折に、御所市、五條市とともに地域一体で、3市一体となって合宿所やキャンプ場の誘致を図っていこうということはあるんですけども、健康で長生きができるまちということも標榜してまいりたい。その一帯をスポーツ振興ゾーンという形で、グラウンドの整備並びにスタジアムであったりとか、あと、いろんな施設をつくとともに、周回道路とウォーキングロード等をつくりながら、住民の誰もがあの場所に行けばスポーツができるというような地域にしていこうということで、仕様書をつくらせていただいたというところでございます。財源の問題もございまして、大きくやるとどのくらいかかるか、それと、1個1個やっていくとどのくらいかかるかというようなことも含めて、計算のしやすいようにしてくれというような注文はつけておるというところでございます。

それと、幼稚園でございますけれども、実際に副市長や教育長とともに現場に赴かせていただきまして、あそこの幼稚園のグラウンドから配置を見せていただきました。その中で、今8つしかない部屋、これを9つにしたいということと、リズム室が非常に小さいということと、この中で建築を新たにしていこうということになると、仮園舎をつくるのかどうかということも含めて検討しましたが、仮園舎をつくった場合は、複数年度にわたって子どもたちが遊ぶ場所が全くなくなってしまうということもございまして、また、費用も多額になるということもあるので、仮園舎を建てずにできる方法として工夫いたしまして、子どもたちを預かりながら、仮園舎も建てずにできる建築方法を選びながら設計等にかかっているということで条件づけをしながら、このような形になっておるというところでございます。

以上でございます。

増田委員長 白石委員。

白石委員 西川課長、吉村課長並びに山下市長の方からもご答弁をいただきました。

磐城幼稚園の、仮園舎を建てないで、使いながら、新たな耐震化を中心にして、かつ園舎をふやしていく、リズム室をふやしていくという事業が加わって進めていくというのは、非常に難しい事業だというふうに認識いたしました。そういう意味で設計費も一定多くなっているのかなというふうには思うわけでありませけれども、私どもはこの間、一般質問とか予算、決算特別委員会等でお聞きしているのは、耐震診断によって、とにかく建替えをしなければ非常に危険な状況にあるということで、基本的な考え方としては耐震補強であり、小・中学校でいうならば大規模改造だというふうな認識でいたわけでありませけれども、本設計の委託料の仕様書等の話を聞く中で、新築に近い大改修が行われる。面積的にも今のままでいけるのかどうかというふうなことも、運動場をふやしていく、部屋もふやしていくということからすれば、面積がふえるのかなと、こういうふうを感じるわけで、やはり本委員会は所管の委員会でありますので、これを契機に、委員会における調査という大がかりなことではありませんが、いろいろご報告をいただきたい、このように思います。その程度にとどめておきたいと思います。

そして、最後でありますけれども、スポーツゾーン計画であります。いろいろこの間、情報の錯綜があって、私も心配している中で、非常に期待しているわけでありませけれども、情報が錯綜して私どもも混乱するということがありましたけれども、国体を契機につくられた、サッカーを中心にした2面の芝生グラウンドを持っている県内でも有数の運動公園として、誇れる施設を持っているということです。そういう過去の経過にしがみついて、本当に苦勞して養生、育成をし、今日まで保ってきた。しかし、それが近年では、管理という点では非常にお粗末な状況になってきている。じゃ、だからといって、もう人工芝にせえというふうな短絡的なことでは困ると私は思うんです。サッカー少年なりラグビーに携わる者にとっては、やっぱり芝生グラウンドでゲームをするというのは本当に最高のことであります。私はそういう施設を目指してほしいし、また使いにくい施設では困るわけです。市長が言われたように、誰もがあのスポットでいろんなスポーツが楽しめるという、そういう環境をつくるということを目標にして、オリンピックやラグビーワールドカップ、そしてワールドマスターズゲームズの合宿や練習場等の誘致を図るということも視野に入れながら進めていく。目的が逆転しないように私はお願いしたい。やはりあの施設は、市民が使いやすい、市民が使えるものを中心として、サッカーの奈良県の大会とか近畿の大会とか、そういうことも受け入れられ、またオリンピックやワールドカップ等の合宿所や練習場として使えるようなものにしていただきたい、このように思います。仕様書の内容はわかるわけでありませけれども、ぜひこの件を強調して私の質疑を終わっておきたい、このように思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第84号議案の関係部分を採決いたします。

本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第84号の関係部分は原案どおり可決することに決定いたしました。

増田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時23分

再 開 午前11時35分

増田委員長 休憩前に引き続きまして、委員会を再開いたします。

次に、議第80号、平成27年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 市民生活部の芳野でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程いたしました議第80号、平成27年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして説明いたします。

最初に、1ページの方をお願いいたします。歳入歳出補正予算の補正でございます。

第1条。歳入歳出それぞれ3,787万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7,527万4,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書の方から説明いたします。5ページの方をお願いいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者等療養給付費、19節負担金補助及び交付金1,500万円の減額でございます。3目一般被保険者療養費、19節負担金補助及び交付金300万円の追加でございます。2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、19節負担金補助及び交付金では1,200万円の追加でございます。

3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金、19節負担金補助及び交付金83万3,000円の追加でございます。

4款前期高齢者納付金等、1項1目19節負担金補助及び交付金5万5,000円の追加でございます。

6款介護納付金、1項1目19節負担金補助及び交付金46万9,000円の減額でございます。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、23節償還金利子及び割引料3,745万5,000円の追加でございます。

続きまして、歳入の方を説明いたします。事項別明細書4ページの方をお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、1節現年度分493万4,000円の追加でございます。2項国庫補助金、1目財政調整交付金、1節財政調整交付金138万7,000

円の追加でございます。

4款療養給付費等交付金、1項1目1節現年度分1,500万円の減額でございます。

6款県支出金、2項県補助金、1目県財政調整交付金、1節県財政調整交付金123万3,000円の追加でございます。

10款繰越金、1項1目1節前年度繰越金4,532万円の追加でございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

増田委員長 それでは、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第80号、平成27年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について若干の質疑をしておきたいと思います。

7カ月の実績に基づいて残り期間の見通しを立てて、それぞれ増減の補正をされているわけでありませうけれども、若干の内容について伺っておきたいと思います。

事項別明細書の5ページの2款の保険給付費、2目の退職被保険者等療養給付費が1,500万円の減額になっておりますけれども、これは制度改正に伴う経過措置に伴う減額なのか。それとも、医療費そのものが大きく減ってきているという内容のものなのか。その点、伺っておきたい、このように思います。

それと、同じく保険給付費の一般被保険者高額療養費1,200万円の増額をされております。高額療養費の増額としては4%程度で、そんなに大きくないというふうに思いますけれども、一応増額を見込んでおられるということでありませうけれども、この間の実績はどうなっているのか、伺っておきたいと思います。

以上であります。

増田委員長 中嶋保険課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。白石委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目として、退職被保険者等療養給付費等の1,500万円の減額の補正のことです。この制度は、会社などを退職して年金を受けられる65歳未満の人とその被扶養者が退職者医療制度として医療を受けることになっております、その制度のことです。この制度が平成26年度で終了することになっております。それまでに65歳になられた方はそれまでに終わるんですけど、途中で63歳なりの方が平成26年度までおられたら、その方が65歳になるまで続けるということになりますので、その経過措置に入っているということで、被保険者数も平成23年度がピークで906人おられました。今、平成27年度10月末では378人と減ってきているということがございます。それによりまして、月額を決算額と比較した場合に、平成27年度実績では月額819万6,000円になっております。平成26年度決算では1,127万7,000円になっておりました。このような状況で追加いたしましたのは、現在、月額が6カ月の見込みで836万8,000円でございます。退職者医療制度の総額が一般被保険者の療養給付費に比べまして小さいものですので、お1人が高額な医療にかかられるということも想定しまして、今後1,500万円の月額を残りの分で見まして、そういうことを勘案して1,500万円を

減額という補正にしたものでございます。

そして、高額療養費につきましては、当初予算額で月額2,366万7,000円として総額2億8,400万円の計上をしておりました。6カ月分の実績で月額が2,430万7,000円になっている状況でございます。今後の6カ月の見込みとして月額2,500万円を見まして、それによって1,200万円が不足するということですので、補正、追加した内容でございます。そして、その実績を過去の決算と比べましたときに、入院分としての月額、件数等はそんなには変わりはないんですけども、その中で多数該当分というのがございます。1年間に同一世帯の方で3カ月以上高額療養費の支給を受けた場合に、4カ月目からは多数該当となり、自己負担額が軽減される制度になっております。これを平成26年度決算と比較しますと、月額で平成26年度が481万4,000円であったものが、平成27年度の実績で月額506万円になっております。1件当たりの単価につきましても、平成26年度7万540円であったものが、平成27年度で7万5,536円になっているような状況が見られます。そのような実績をもとに高額療養費の補正を追加させてもらったものでございます。

以上でございます。

増田委員長 白石委員。

白石委員 医療費の見込みというのは、過去の実績からはかるということが当然のことでありましてけれども、退職者医療については、制度改正に伴う経過措置の影響がやはり大きく出ているというふうに認識してよろしいんですね。わかりました。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第80号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第80号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議第81号、平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願いたします。

ただいま上程になっております議第81号、平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算

(第3号)につきましてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書、1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,910万3,000円とするものでございます。

次に、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,892万円とするものでございます。

事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳出でございます。2款保険給付費、1項給付諸費、1目介護サービス等諸費では、19節負担金補助及び交付金で1,700万円の追加。2目介護予防サービス等諸費では、19節負担金補助及び交付金で2,700万円の減額でございます。4項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等諸費で、19節負担金補助及び交付金で1,000万円の追加でございます。

3款地域支援事業費、2項包括的支援事業、任意事業費で、1目介護予防ケアマネジメント支援事業費で、1節報酬で150万7,000円の減額、2節給料で131万8,000円の追加、3節職員手当等で43万7,000円の追加、4節共済費で29万9,000円の追加、19節負担金補助及び交付金で30万3,000円の追加でございます。

戻っていただきまして、歳入でございます。7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金、1節事務費繰入分で85万円の追加でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。サービス事業勘定の歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、2節給料で51万9,000円の追加、3節職員手当等で17万2,000円の減額、4節共済費で15万6,000円の追加、19節負担金補助及び交付金で11万7,000円の追加でございます。

2款サービス事業費、1項介護予防支援事業費、1節介護予防支援事業費では、7節賃金で197万円の減額、13節委託料で187万円の追加でございます。

戻っていただきまして、9ページ、サービス事業勘定の歳入でございます。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目1節一般会計繰入金で52万円の追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

増田委員長 それでは、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第81号、平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）について若干の質疑を行っておきたい、このように思います。

保険勘定の事項別明細書の7ページになります。2款の保険給付費の給付諸費、2目の介護予防サービス等諸費、介護予防サービス給付費2,700万円の減額ということではありますが、この減額の要因についてお伺いしておきたい、このように思います。

さらに、1項の特定入所者介護サービス等費、19節負担金補助及び交付金1,000万円の増額になっておりますけれども、この要因についてお伺いしておきたいと思っております。

さらに、3款の地域支援事業費、1目の介護予防ケアマネジメント支援事業費の1節報酬の150万7,000円の減額の内訳についてお伺いしておきたい、このように思います。

増田委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口です。よろしくお願いいたします。

白石委員のご質問でございますが、まず、介護予防サービス等諸費2,700万円の減額補正の要因についてでございます。介護予防サービス給付費におきましては、予算に対してちょうど6カ月分の執行を見て、今回補正予算を計上させていただきましたが、36%の執行率ということになっております。この要因といたしましては、まず介護報酬の改正が行われたことによるものと考えております。要因といたしまして、予防通所介護それから予防通所リハビリテーションサービス、この2つが約20%を超える引き下げとなったため、4月の利用分から極端に下がったものでございます。そのほかにも、介護予防サービスのほかのサービスにつきましても、おおむね3%ないし5%の介護報酬の引き下げが行われたことによるものでございます。

続きまして、特定入所者介護サービス等費の1,000万円の増額の補正でございますが、これにつきましては、平成27年8月より認定要件に、世帯分離している配偶者が非課税であることと、それと本人の金融資産が1,000万円未満であることが加えられたわけなんです、これは増加傾向にありまして、この背景には、本年に入りまして老健施設が160床増設されたことで、施設入所利用者が増加したことが要因であるものと考えております。

それから、介護予防ケアマネジメント支援事業費の報酬150万7,000円の減額でございますが、当初、嘱託で保健師として雇用していた者が1名おりまして、この者が中途採用という形で一般職に変わったためのものでございます。

以上です。

増田委員長 白石委員。

白石委員 門口課長からご答弁をいただきました。国の介護保険制度の改正、改正とは言えない、改悪というんですか、そういう措置によって介護予防サービス給付費が大きく減っている。まさに在宅介護を支える通所介護やリハビリの小規模の事業者に大きな影響が出てきているというふうに私は感じているわけでありました。予算とかでともに議論をいたしましたけれども、そのような結果がこの補正予算という形ではっきりと出てきているということで、充実にこそすれ、介護報酬を引き下げることによって経営を困難にし、事業から撤退する、縮小する、こういう事態になっては、それこそ、誰もがいつでもどんなサービスも受けられると言っていた介護保険が後退の一途をたどっていると言わざるを得ません。

そして、先ほどのもう一つの特定入所者介護サービス等費、これは逆にふえているんです。どうしてふえたかという、これもこの8月からの制度改正によって、預金1,000万円を持っている者はとか、そういう形で利用料とか補足給付とかいろんな面で負担がふえて、サービスを振りかえていかなきゃならないみたいな話になってくるわけです。直接関係あるかどうか、私はわかりませんが、これは介護保険制度の後退によってあらわれた増額補正ではないかというふうに思います。

一方、介護予防ケアマネジメント支援事業費において、課長が答弁されたように、こういう困難な介護事業を支える方々の身分保障というか、まさに葛城市の介護を担っていく、そういう人たちが嘱託から一般職に中途採用されたということは当然のことだというふうに思います。まさに苛酷な仕事をされているというわけで、それに対してちゃんとした身分の保障、待遇をきちっと改善し、本当に身をもって介護事業に専念できるような環境をつくるということは、私は当然のことだというふうに思います。この間、一定の嘱託の保育士あるいは包括の中心的役割を果たしているケアマネ等々を、アルバイト、パートから嘱託へと、更に嘱託から一般職という形での方向性というのは評価できるのではないかとというふうに思います。

保険勘定の方はその程度にして、予防勘定の方の10ページ、これは僕が理解できないので教えていただきたいわけです。2款サービス事業費の介護予防支援事業費の歳出、賃金や委託料がそれぞれ増減されております。これはこれで何も問題ないんですけども、財源の内訳の10万円の減額が出ているんですけども、当初の一般財源は何ぼであったか。この辺を教えてほしいというふうに思います。

増田委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 ただいまの白石委員の質問でございますが、この介護予防支援事業費の一般財源でございますが、今回10万円の減額ということでさせていただいているわけなんですけれども、臨時雇用賃金それから委託料の大半は、計画の収入費を充てております。その不足分を一般財源で充当しているということでございまして、一般財源が幾らであったかという数字は、今持ち合わせておりません。

増田委員長 白石委員。

白石委員 私からすれば、存目程度でも、存目と言ったらおかしいけれども、やっぱり当初予算において、財源内訳といえども計上しておくべきではないのかと。考え方としてはよくわかるんですよ。基本的にはその他の収入において措置されるべきものだと。不足分については、その時々においてプラスすると。今回マイナスになっているから、どうなっているのかなと思っただけであって、これはまた後で教えてほしいです。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第81号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第81号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議第82号、平成27年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

川松上下水道部長。

川松上下水道部長 上下水道部の川松です。どうかよろしく願いいたします。

ただいま上程いただきました議第82号、平成27年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページ目をお開き願います。第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ444万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,144万円とするものでございます。本補正予算につきましては、本年4月の人事異動に伴う人件費及び公債費の追加等の補正でございます。

それでは、歳出予算から説明させていただきますので、事項別明細書の5ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当等で1万2,000円、4節共済費4万円をそれぞれ追加し、一般管理費では5万2,000円を追加補正するものです。

次に、2款公共下水道事業費、1項公共下水道事業費、1目下水道建設費の2節給料で156万6,000円、3節職員手当等で74万3,000円、4節共済費47万4,000円をそれぞれ追加し、19節負担金補助及び交付金で23万5,000円を減額し、下水道建設費では合わせて254万8,000円を追加補正するものです。

次に、3款公債費、1項公債費でございますが、1目元金、23節償還金利子及び割引料で177万円を追加し、次に3目公債諸費、23節償還金利子及び割引料で7万円を追加し、合わせて公債費で184万円を追加補正するものです。この公債費につきましては、5年間の元金据え置き期間であります。起債対象外も含まれておりましたので、過充当のものについては償還させていただきます。

次に、4ページをお開きください。歳入予算について説明させていただきます。歳入の3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、歳出に充当するための財源の繰入れで444万円を追加補正するものです。

以上で下水道事業会計の補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 それでは、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第82号、平成27年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について若干の質疑をしておきたいと思っております。

事項別明細書の歳出5ページ、6ページにかかる分でありますけれども、3款の公債費の3目の公債諸費の加算金7万円が計上されているわけではありますが、公債費全体の関係から

こうなっているのかどうか、よくわかりませんが、それらを含めてご説明いただきたい、このように思います。

増田委員長 西川課長。

西川下水道課長 下水道の西川でございます。よろしくお願いします。

ただいまの白石委員のご質問にお答えいたします。今年度12月2日に会計検査院の検査がございまして、平成26年度起債事業について対象調査がありました。その事業に対して平成26年度起債事業を精査しましたところ、借入金の過充当、借り入れの超過が判明しました。原因としまして、財政融資資金を借りておりますけれども、借り入れ申請の際、起債対象事業を積算したわけでございますけれども、その中に一部起債対象外の工事が混入しておったわけで、起債の充当が177万円超過いたしまして、起債対象外も含んで借り入れを行ってしまいました。このことによりまして、理事者とも協議いたしまして、財務省の奈良財務事務所等との相談も受けまして、今回の補正予算により、過充当となった177万円と、それと償還用の費用としまして、177万円の3.9%を費用として加算金7万円を計上させていただいた補正でございます。

今後このような過充当が発生しないように、十分に精査させていただき、財政担当課とも十分に連携をとりまして、誤りのないように今後執行していきたいと思っております。申しわけございませんでした。

増田委員長 白石委員。

白石委員 川松部長並びに課長の方からもご答弁いただきました。部長の方から過充当分の説明がありました。また、さらに、内容あるいは加算金の内容については西川課長の方からご答弁がありました。会検があったからということではなくて、やはり常々、起債事務そのものを厳正に処理していただいて、誤りは当然あることですから、繰り返さないということで取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第82号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第82号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議第83号、平成27年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第1号)の議決について

を議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村教育部長。

吉村教育部長 教育部長の吉村でございます。

それでは、議第83号、平成27年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ930万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,280万円とするものでございます。

それでは、事項別明細書の3ページをお開きいただきたいと思います。下の段の歳出でございます。この内容につきましては、人事異動に伴います増額補正でございます。1款教育費、1項学校給食費、1目学校給食総務費では、1節の報酬で5万4,000円、2節の給料につきましては381万9,000円、3節の職員手当等につきましては294万5,000円、4節の共済費につきましては141万8,000円、19節の負担金補助及び交付金では106万4,000円のそれぞれの増額で、合わせて930万円でございます。

上の段の歳入でございます。3款繰入金、1項他会計繰入金、1目の一般会計繰入金では、1節一般会計繰入金といたしまして、一般会計からの繰入れ930万円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 それでは、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第83号、平成27年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）について質疑をしておきたいと思います。

吉村部長よりご説明いただきましたところでありますけれども、事項別明細書の3ページの歳出の教育費、学校給食費、総務費の930万円の増額補正についてであります。説明では人事異動に伴うものだと、こういうふうにご説明いただきました。確かに人事異動については、予算と乖離があるのは当然であるというのは私もよく承知はしているわけでありましてけれども、930万円という多額の追加補正が出てくるというのは、これはまれに見るものだというふうには私は議会運営委員会のときにはと思ったわけで、改めてこの内容についてお伺いしておきたい。平成27年度は給食センターが稼働するという形で、既に前年度から給食センターの所長は當麻給食センターの所長がしていたんでしょうか。新庄では主幹が担当しているということでもあります。新たな人事においては教育委員会部局から課長級が就任したと。そして、主幹と囑託ということになって、若干ふえるというのはよくわかるわけでありましてけれども、どうして930万円ふえるかというのがよく理解できないわけで、その点をお伺いしておきたい、このように思います。

増田委員長 吉村部長。

吉村教育部長 ただいまの白石委員のご質問についてお答えいたします。ご承知のように、新給食セ

ンターが9月から本格稼働になったわけでございます。従いまして、従来の旧當麻学校給食センター並びに新庄給食センターは、それぞれ稼働まで従来と同様に実施させていただくわけでございます。加えまして、新センターの稼働に向けまして、やはりいろんな準備等がございます。また、その稼働後も、いろいろな新しい内容につきましても検討が必要ということがございまして、実質1名の増ということで補正させていただいたところでございます。人事異動となったところでございます。

増田委員長 白石委員。

白石委員 実質1名増ということですが、実質1名増は、確かに人が入れかわりするわけでありまして、それぞれ前所長と教育委員会部局から配置された職員の給与関係等の人件費が相殺されるわけですね。実際にふえている分は、私は嘱託、再任用された方がふえている分だというふうに認識しているわけで、そうすればこれだけの乖離は出ないはずだと思うんです。先ほど実質1名増ということですが、私からしたら、実質1名忘れていたのではないかとこのように捉えてしまうわけです。当然、原課の方は現時点での予算要求をしていくわけですね。そうでしょう。平成27年度予算を組むに当たって、人事はわからないわけですから、現状のままで予算を組んである。そして、人事は4月1日付でやるわけですね。ですから、一定乖離があるというのはわかるんですが、人事において教育委員会から所長が新たに来ているということはわかって。しかし、それまでもやっぱり所長がいて、その所長は再任用として他の部局へ行っているわけで、その辺の入れ違い、数字が理解できないわけで、そこはよろしくお願ひしたい。

それと、ここは市長に聞いておきたいというふうに思うんですが、昨日の総務建設常任委員会で、人事異動に伴う補正に当たって、私は大事なことが議論されたというか、方針が打ち出されたというふうに思うんです。1つは時間外勤務手当です。これらはやはり、今後の方針というか、これからどう取扱うかという点において、時間外勤務手当というのは、それに応じて支給するというのは当然の話であります。また、管理職員の特別勤務手当でしたか、これらもやはり支給されるべきだと、このように思います。そういう点からしたら、このたびの補正予算というのは、時間外勤務手当の支給なり管理職員の特別勤務手当の支給をちゃんとしていくという方向性が打ち出されたというふうな大切な補正予算だったというふうに思うわけで、そこは評価しておきたいというふうに思います。

しかし、私たちは市民の皆さんの税金で仕事をしております。地方自治体の財政というのは、市税の収入や国の財政対策による交付税等の操作によって、大変厳しい状況に追い込まれることがこの間何回もあったわけで、やはり財政の状況をきちっと把握した上で、そういう施策のかじ取りをしていくべきだというふうに考えております。我々はやはり市民が第一だと、市民サービスが低下しない、そういうことが第一の基準であって、その基準のもとに職員の待遇の改善、給与等の改善を行っていくというのが大前提であると、私はこの間強くそういうふうに思っているわけで、これはこれとして大いに評価しておきたいと思っておりますけれども、やはり市民サービス、市民が中心の財政運用というものが求められるということを申し述べておきたいというふうに思うんです。これはこれとして大事なことだと。

そこで、私は市長に聞きたい。職員の意欲を引き出して、職務に専念する、そういう環境づくりとして、その対価をきちっと支給していくということは大事なことだというふうに思います。しかし今、葛城市の組織はどうなっているかという、職員だけではありません。非常勤のパートやアルバイト、嘱託の職員がたくさんいます。そして、葛城市の事務、住民サービスを支えているという、こういう状況になっている。これはどこの自治体もそうです。3割ぐらいは非正規というか、そういう職員によって支えられているというのが日本全国の自治体の実態だということなんです。私はここにも市長に広く目を向けていただいて、それこそ時間外勤務をすることはめったにないと思いますけれども、やはり時間外勤務をすればきちっと支給し、期末手当の規定はないですけれども、小さなまち工場でも、経営が悪化しボーナスは出せないけれども、寸志ぐらいはするんです。そして、職員が仕事に意欲を持って取り組んでもらえるように経営者は頑張っている。パートやアルバイトの人たちにも寸志をしているんです。やはり同じように、事務は違うけれども、補助的な事務であるけれども、同じように机を並べて同じように作業しながら、そういう状態に置かれているというのはいかがなものかというふうに思います。それぞれ勤務の時間とかそんなのがあるから、そういう人の都合もあるでしょうけれども、職員全体の勤務状況を改善していくということであるならば、そういう非正規の人たちの、期末手当とは言わないまでも、寸志とか、あるいは時間外の手当とか、あるいは退職金に当たる手当とか、そういうものをやはり私は考えていくべきだというふうに思いますが、その点、今回大事な方針、方向が打ち出されたわけで、それに合わせてどうされるのか、お伺いしておきたい、こういうふうに思います。

増田委員長 山下市長。

山下市長 人件費についても、私が言い間違えていたらまた後で担当に訂正してもらいたいと思いますけれども、もともと昨年度まで、教育総務課で主幹をしていた人間が給食センターの補佐で、給食センターと兼務しておりました。その人間の給料は教育総務課の方で予算立てをしておりました。その人間が今度、専任で給食センターに行きましたので、その人間の分の給料をこちらで計上させていただいた。その補正を上げさせていただいた。1名分丸々ふえているというだけの話で、だから、それまで3名体制だった分にその1名の給与の分が加わったので、3名分の職員の予算を組んでおったところに1名分ふえましたので、その分の給料を補正で上げさせていただいて変わるという。それと、人件費のほかの諸々の補正と合わせてという形になっているということです。どこが違うということはまた後で。

それと、昨日は私は残業時間とかの議論はしてはおりませんので、議員の思いを一方向的に聞いただけでございましたので、議論をしたとは思っておりせんけれども、ただ、異なる見解ですよ。私自身は、やはり残業された職員に対して残業代を払っていくというのは至極当然のことだろうというふうにも思っておりますし、また、台風や災害で、今年、何度か職員を招集して待機してもらったり、パトロールをしてもらったりという形で、今までは代休という制度で、うちの幹部職員の分もそれでいってくれということでやっておりましたけれども、やはり代休の消化だけではなくて有給休暇の消化も今少ない状況でございますから、その分、やはり代休という形ではなく、きちっと報酬で支払いをしていくということに変え

させていただいたのが、今回の幹部職員等に対する手当の補正に当たるわけでございます。

それで、働き方をどうしていくのかということでございます。3割ぐらいのアルバイトや嘱託職員がいる、残業代がこのようになっていく。それと、白石委員はおっしゃいました。それでも市民の皆さんから預かった税金でやるんだから、そこを考えていかないといけないよという、いわばダブルバインド、二重縛りの中で、仕事はふえていくけれども、職員が残業した分はきちっと払っていかねばならないけれども、でも財源をどうやって確保していくのかとか、市民から預かった税金をという問題の中で、やはり働き方の質の向上というものを図っていかねばならないだろうというふうに思っております。

残業時間がふえているというのが我々幹部の方でもわかっておりましたから、全職場を対象に話をしていけばいいんだけど、とりあえずどこか1つの部署だけでも働き方の中身を見ていこうということで、せんだってから、その職場の職員を全員呼んで、我々と話をする機会をつくりました。皆さんには休日をきちっと休んでほしいし、有給休暇もとってほしいと思っているけれども、残業が非常に多いと。何で休めないのかということと、どういうふうにしていったらいいのかというような会議を今始めたところでございます。一般職の職員からのヒアリングと、時間を変えて管理職の職員を呼んで、どうやっていったらいいと思うというような会議を今ちょうど始めたところでございます。その話を聞きながら、人手が足りないのか、それとも働き方の構造がだめなのか、それとも自分たちでやらなきゃならない仕事なのか、嘱託職員でできる仕事なのか、アルバイト職員でできる仕事なのか、例えば自宅でできる仕事なのかということも含めて分析しながら、どうしていけばトータルで費用もそんなにふやさずに、仕事の質を上げながら、休みがとれたりとか残業を減らしていくことができるんだろうかということを考えていくための会議というものを今持たせていただいております。そういうことをやりながら、実際に働く質の向上や、休みをとっていただけるように、また、職員も自分たちの生活があるわけですから、その質の向上をしていただけるように考えていこうというような取り組みを今始めさせていただいているところでございます。

嘱託職員やアルバイトにも寸志や何やらというお話もいただいておりますけれども、いろいろと取り組みを考える中で、意見を聞かせていただきながら、よりよい方向、働きやすい職場環境をどうやってつくっていくのかということ、トータルで考えていけるように努力してまいりたいというふうに思っております。

増田委員長 大西教育長。

大西教育長 1名分の補正の方でございますけれども、これは教育委員会が新しい体制になりまして、給食センター、私どもの願いを人事課にお聞き入れていただいたということです。当然、おっしゃっていただきましたように予算編成時期と人事上のずれはあるわけで、平成27年度、本年度の予算におきましては、平成26年度の予算、職種等で要求しておったわけですが、新しいセンターで平成27年度9月を迎えるに当たりまして、4月に向けましての教育委員会内での人事をする中で、やはり円滑に、それから中期的に給食センターを運営するためには正規職員を配置したいという、こういう願いを人事の方にもお話しして、お認めいただいたということです。結果的に今回1名増という形での補正にさせていただいたということこ

ろでございます。

以上でございます。

増田委員長 白石委員。

白石委員 市長並びに教育長からのご答弁をいただきました。今、トータル的に人事、給与、職員の待遇、仕事のやり方等々についてご議論されていると。それはそれで大切なことだというふうに思います。公務員は基本的に労働基本権が制限され、なかなかみずからの要求等を団体交渉等によって、あるいは争議行為等によって貫徹できない、そういう状況にあるわけであり、しかし、労働基準法があるわけですから、やはり当然のこととして時間外勤務手当等は支給されるべきだというふうに思います。しかし、やはり私は一般職だけではなくて、今社会的問題になっている非正規のこういう人たち自身の待遇、労働条件の向上は、これは地方自治体の責務だと、国の責務だと、このように思います。確かに働き方の問題で、短時間の勤務しかできないという人はそれでいいわけですが、やはり多くの人たちは正規の仕事につきたいというのが本心であります。私は、トータルで考えるならば、まさにそういう非正規のパートやアルバイト、そして嘱託の方々の勤務条件、労働条件、給与の条件、働き方を含めて、ともに考えていただきたい。

確かに、市長がいつも言われるように、財布は1つです。その財布の中でどのように工面していくかというのは、行政としての手腕が問われます。先ほど言いました、大阪など、職員が優遇されて大きな批判を受けたというのはあります。それはなぜかと言うと、財政を無視した形でいろいろ優遇が出てくるからの話です。職員は、経済や財政が困難になったときは、当然のこととして、自らのことはおいてでも市民サービス、市民の生命や財産を守る、こういうことに尽くさなければならない、これが公務員の役割であります。そここのところをきちっとしておいていただきたいということだけです。当然財政あつての、市民の皆さんの税金あつてのことなんだということでもあります。そこはいろいろ見解の違いがあることはあるかも知れませんが、しかし私は、日本国憲法や地方自治体の役割、地方自治の本旨に基づいてすれば、私の言っていることは当然ではないのかというふうに思うわけであり、ぜひこれを機会に、3割を超える非正規の方々のこともご議論いただきたいというふうに言っておきたいというふうに思います。

補正の問題は、確かに原課は予算要求しますよね。それは所長1名、そして主幹1名で要求されている。そして、人事はそれについて認めて、やるわけでしょ。今の話から聞いていたら、新しい所長を新たに配置していただいたと、こういう認識になるんですけども、もともと所長はいたわけでしょ。主幹もいたわけですよ。ただ、その所長の職に違う人がついたら、教育委員会からついたということですから、私がよくわからないというのはそこなんです。丸々1人の分がついたということは、どうしてそうなるんですか。予算要求の段階と、人事異動によって入れかわりがあるわけではないですか。予算は残っているわけでしょ。所長の予算措置はされているわけでしょ。定年退職で再任用されるということであつたとしても、所長としての予算要求はしているわけでしょ。私はそのように認識しているわけですが、原課の要求するのはそこまでだと。しかし、それをどう入れかえるかは人事の問題だと、こ

それは理事者の責任だというふうに思うんです。そこが理解できないということになって、所長を呼んだのは最初からわかっている。しかも最初から所長の予算措置をされているわけです。そういうことを言いたいわけで、ご理解できたかどうかわかりませんが、私の質疑を終わっておきたい。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第83号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 異議なしと認めます。よって、議第83号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

引き続きまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査案件についてであります。

新クリーンセンター建設にかかる諸事業についてを議題といたします。

理事者より現在の状況等について報告をお願いいたします。

芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 現在、新クリーンセンターの建設工事は、平成29年3月竣工を目指しまして順調に進んでおります。工事の進捗状況と、住民から県許可に対して起こされております訴訟の進捗状況の2点を異室長より報告申し上げます。

増田委員長 異新炉建設準備室長。

異 新炉建設準備室長 それでは、私の方から事業の進捗状況について報告させていただきます。

まず、工事ですが、現在地下3階部破砕機室、ごみピットと、それと地下2階部分のプラットホーム、炉室、居室ができました。今後は地下1階の選別室、見学者ホールなどの施工に取りかかります。1月下旬には地下部分の施工が完了する予定でございます。11月末現在、工場制作品も含め、全体の進捗率は約30%まで進んでおります。

それと、次に、県に対する取り消し裁判の件ですが、まず擁壁本体の取り消し訴訟で1件、それと執行停止の申し立てが2件、擁壁分と本体分それぞれがございます。時系列で申しますと、そのうち10月8日に擁壁本体の取り消し訴訟の奈良地裁の判決があり、本件訴えをいずれも却下する、その理由として原告適格がないとのことでした。それと同時に同日付で、本体の執行停止の申し立てにつきましても、同理由で申し立てをいずれも却下というふうに決定されております。その後、原告の方から高裁の方へ控訴、抗告されており、次回1月15日、第1回目の口頭弁論期日となっております。

それと、次に、擁壁分の執行停止の申し立て、この分でございますが、以前、高裁の許可

抗告の許可後、最高裁で判断されると、しかもそれが1年以上かかるのではないかというふうに説明させていただいたと思いますが、実は11月25日に既に決定されました。その結果、裁判官4人全員一致の意見で、本件抗告を棄却するというふうに決定されております。ですので、この分はこれで終了になるという形になります。残る先ほど申し上げた取り消し裁判の分と本体の執行停止の分につきましても、この最高裁の判断というのが非常に大きな影響があるものと考えております。

今現在の進捗状況は以上でございます。

増田委員長 ただいま報告願いましたが、このことに何かご質問ございませんか。

西川委員。

西川弥三郎委員 新クリーンセンター建設にかかる諸事業ということやけど、進入路です。今どの程度までの話になっているのか。平成29年の3月ということは、もう来年にはそこも含めて解決しないとイケないわけでしょ。言える範囲でいいけど、何で今まで、そんな建物がかかっているわけでもなし、何でもないのに、どんな理由でここまでになったのか。言えなかったら言えないでいいけれども、ただ、見通しがつくのかどうか。代替があるのか、それとも金額的に折り合いがつくのか。そこは本体ができたとしても、どないか通行できるのかしらんけど、そこらはどういう見通しを立てているのかなど。

増田委員長 芳野部長。

芳野市民生活部長 進入道路につきましては、あと1筆用地が残っておりまして、現在、地権者と協議いたしております。地権者の方は代替地を希望されておりますので、現在、代替地の用地と折衝しておるところでございます。間もなく協議が調っていくだろうという予測をしております。

以上です。

増田委員長 西川委員。

西川弥三郎委員 代替地の協議は調うやろうという予測やというねんな。このことについてはいろんなことで、当初から新クリーンセンター建設事業特別委員会ではいろんな意味で判断してきたやつやから、何でそこまでいったか理由は問いません。問うたら個人情報等々いろいろあるから、それは今は問いませんが、オープンするわ、進入道路は協力してもらえませんか、いろんな形でいろんな判断、いいかげんな判断があったのか、何があったのかわからないけれども、いろんな判断がある中においても、いろいろ協力していただいて、はっきりとこの進入路は解決の方向に向けてもらわないと、そうでないと、せっかくできたといってたって、進入路がないというようなことになると大変やからね。そこらは、今の予測ですというふうなところが、いつぐらいをそういうふうに予測をつけているのか、そこらはまた後日報告をお願いします。

以上です。

増田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、本件については、本日はこの程度でとどめたいと思います。

お諮りいたします。新クリーンセンター建設にかかる諸事業につきましては、事業の進捗に伴い随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対し閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、新クリーンセンター建設にかかる諸事業については、議長に対し閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申し出があれば許可いたします。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

本日は早朝より、皆さん方のご理解のもとにスムーズにここまで運べましたことに御礼を申し上げます。今後も引き続き厚生文教常任委員会の運営にご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

閉 会 午後0時49分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 増 田 順 弘